

淀川水系流域委員会
第7回利水・水需要管理部会
議事録（確定版）

日 時 平成18年 6月25日（日）

午後 1時36分 開会

午後 4時32分 閉会

場 所 国立京都国際会館

1階 Room E

〔午後 1時36分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

皆さん、お待たせいたしました。定刻を若干過ぎましたが、これより、第7回利水・水需要管理部会を始めたいと思います。本日は委員の方、5名が出席されております。本来、この利水・水需要管理部会、メンバーは全部で13名おりますので、7名が定足数でございますが、若干定足数に達しておりませんので、きょうは検討会という形でスタートさせていただきたいと思います。それにつきましては、今、部会長様と協議いたしました結果、そのような形でスタートということにさせていただきたいと思います。

司会進行は私、淀川水系流域委員会庶務の近藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議の前に、若干お願い等がございます。まず、配付資料でございますが、袋に資料が入っておりますが、一番上、「発言にあたってのお願い」、議事次第、「配布資料リスト」というのがございます。この「配布資料リスト」でもって資料の確認をさせていただきたいと思いますが、報告資料が1から4までの4点、審議資料が1 - 1から2の3点、その他資料、参考資料2点の、合わせて10点の資料が入っております。資料の不足等ございましたら、庶務までお申し付けいただきたいと思います。

それから、「参考資料1 委員および一般からのご意見」につきましては、前回の公開会議でございます、5月30日の第37回琵琶湖部会で配付させていただきました分以降、6月22日までに寄せられた意見を整理しております。以前の「委員および一般からのご意見」をご希望の方は、受付にて資料をご用意しておりますので、受付でお申し付けいただきたいと思います。

それから、発言に当たってのお願い等でございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、ご発言の際には、必ずマイクを通してお名前をいただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。本日は一般傍聴の方にも発言の時間を設けさせていただく予定でございますので、委員の方々の審議中の発言はご遠慮いただきたいと思います。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定をお願いしたいと思います。

本日の部会は3時間を予定しております。16時30分、4時30分の終了を予定しております。

それでは、荻野部会長、よろしく願いいたします。

荻野部会長

皆さん、こんにちは。定刻に達しましたけれども、定足数に達しませんので、もうお一方、委員の方がいらっしゃいましたら正式の部会ということになりますが、現在6人ということで、部会の定足数に達しませんので、時間が来ておりますので、有効に時間を使うという意味において、検討会という形でスタートさせていただきたいと思います。

お忙しいところ、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。ちょっと変則になりますが、どうぞよろしく審議の方、ご協力をいただきたいと思います。

今、委員が参りましたので、これで部会ということでやらせていただきます。

それでは、第7回利水・水需要管理部会ということで、これから始めさせていただきます。議題は、このお手元の「次第」にございますように、報告事項が4件、それから審議事項が2件とその他ということになっております。

〔報告〕

- (1) 第1回利水・水需要管理部会検討会結果報告
- (2) 第2回利水・水需要管理部会検討会結果報告
- (3) 第3回利水・水需要管理部会検討会結果報告
- (4) 「利水・水需要管理に係わるこれまでの意見整理」について

荻野部会長

報告事項の方からまいりたいと思います。まず、これまで3回の検討会を進めてまいりました。結果報告について、庶務から報告していただきます。お願いします。

庶務（日本能率協会総研 高橋）

庶務の高橋でございます。これから報告の(1)(2)(3)につきまして、ご報告をいたします。

まず、(1)第1回利水・水需要管理部会検討会でございます。2006年4月11日火曜日13時から15時半まで、ぱるるプラザ京都で開催されました。「検討の概要」でございます。「河川管理者からの情報提供」、利水・水資源開発のこれまでの経緯の説明がなされました。主な項目は、河水統制事業以前、高度成長期、琵琶湖総合開発、琵琶湖総合開発から現在、そして上流域の利水・水資源開発、需給関係の実態。以上につきましてのご説明がなされました。

でございます。今後の検討手順や配付資料について意見交換がなされました。主な意

見は1つ目は「今後の具体的な検討手順について」。2つ目は「『近年の流況における供給可能量の算出』について」。3つ目「『需給関係の実態』に関する意見交換」。4つ目「農業用水について」、主に慣行水利権の見直し等について。そして5つ目は「河川管理者維持用水・環境用水について」。以上の点について、意見交換がなされました。

以上が第1回検討会の内容でございます。

続きまして、(2)第2回利水・水需要管理部会検討会でございます、5月11日木曜日の13時30分から京都会館にて開催されました。

「検討の概要」でございます。でございます。河川管理者より、水需要予測の方法と見直し状況の説明がなされ、意見交換がなされました。主な意見は以下のとおりでございます。1つ目、「水需要予測の方法および結果について」。この内容としては、大口の水道事業者の一覧表をつくって、淀川下流域全体の水需要予測の概要を示してほしい。水需要予測の精度はどの程度なのか、過去になされた予測と現在の結果を照らし合わせて比較しているのか、このような意見が出ました。

大きな2つ目でございます。「今後の河川管理者の取り組みについて」ということについて意見交換がなされました。例えば、河川管理者は水道事業者の数値をそのまま受けとめるだけでなく、みずから水需要を把握していくことが重要だ。このようなご意見が出ました。以上が に関することでございます。

次のページでございます。「平成17年度事業進捗点検内容についての説明と意見交換」がなされました。例えば、CMの効果はあったのか、費用対効果を示してほしい、などの議論がなされました。

そして、でございます。「今後の検討の進め方」。今後の利水・水需要管理部会での検討の進め方について意見交換がなされました。具体的な課題を整理して議論のたたき台を作成した。今後、まとめ作業に入るので、たたき台にするご意見をいただきたい。このような意見交換がなされました。以上が(2)第2回検討会の内容でございます。

続きまして、第3回利水・水需要管理部会検討会の報告でございます。6月13日火曜日、13時30分から開催されました。場所は京都会館でございます。「検討の概要」でございます。「河川管理者からの説明と質疑応答」ということで、「利水における統合管理」という資料を用いて説明がなされた後、質疑応答がなされました。主な意見は以下のとおりでございます。利水者は河川管理者が厳しい統合管理をしていることを知っているのか。ダム群統合補給の考え方は、できるだけ琵琶湖の水を使わないようにするという考え方に基

づいているのか。また、桂川には基準地点が4つあるが、結果としては、最下流の基準地点で決まるのではないか。このようなご意見が出されました。

次のページでございます。「平成17年度事業進捗点検内容についての説明と意見交換」でございます。河川管理者の方より説明資料を用いて説明がなされた後、意見交換がなされました。1つ目「利水者の水需要の精査確認」につきまして、2つ目「水利権の見直しと用途間転用」につきまして、3つ目「渇水対策会議の改正を調整」ということにつきまして、意見交換がなされました。

そして、でございます。「今後の検討の進め方」ということで、今後の利水・水需要管理部会での検討の進め方について意見交換がなされました。

以上が第3回の内容でございます。

続きまして、「(4)『利水・水需要管理に係わるこれまでの意見整理』について」のご報告でございます。お手元の「報告資料4」に、これまでの各種会議で出されました、利水・水需要管理にかかわる意見整理を行った資料をお配りしております。目次がここに書いてございますが、この目次に沿いまして、これまで出されましたさまざまな意見を整理いたしました。詳しくは内容をごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

荻野部会長

どうもありがとうございました。これまでの審議の経過報告でございますが、ここまで、何か質問あるいはご意見は、はい、どうぞ。

今本委員長

今本です。今の「報告資料1」の1ページ目の一番最後のところ、「河川管理者維持用水・環境用水について」とありますけど、これはちょっと言葉としておかしいですね。

荻野部会長

そうですね。

今本委員長

河川管理者というのは取っちゃった方がいいことないですか。

荻野部会長

はい、そうですね。気がつきませんでした。河川管理者というのは要りません。維持用水・環境用水ということでよろしいかと思えます。訂正いたします。

そのほかに何かお気づきの点がございましたら、よろしいですか。

一番後ろの方に、私、「参考資料2」というのに、これまで第1回から第3回までの検討会の主な論点ということで、今既にまとめていただいているんですが、項目別に2枚の紙にいたしまして整理をいたしてございます。

それで、皆さん、理解を深める意味において、こういう項目で議論がなされて、それからそれぞれの議論の中身は、言ってみればこういうことであったということを読んでいただいて、これからの参考に、議論の参考にさせていただければありがたいかと思えます。お手元の「参考資料2」でございます。内容についてもう、今お話しになったようなことが書いてございますので、見ておいてください。

〔審議〕

（1）平成17年度事業進捗状況の点検について

荻野部会長

それでは引き続きまして、審議の方に入りたいと思います。先ほど、スタートしたときは検討会ということでございましたが、委員の皆さん、お集まりでございますので、部会ということで審議に入りたいと思います。

審議内容につきましては、「次第」に書いてございますように、「平成17年度事業進捗状況の点検について」ということについて審議をしていただきます。初めに、河川管理者の方から20分少々、進捗状況の説明をしていただきます。その後、委員の皆さんからご意見をいただいておりますので、その要点をご説明いたしまして、審議に入りたい、意見交換に入りたいと思います。

それでは、河川管理者の谷崎さんの方からご説明をいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

谷崎です。お手元の「審議資料1-1」に基づきましてご説明させていただきたいと思えますが、この資料につきましては、整備シートの部分ダイジェスト抜粋ということにしておりますので、全体もあわせて見ていただきたいと思います。

ちょっと前段に資料訂正をお願いしたいと思います。

それから、前方にパワーポイントで示してございますが、これにつきましてはお手元の資料と全く一緒のもので、あわせて見ていただければと思えます。

では、資料訂正の方ですが、シートナンバーでいきますと10番になります。こちらの方、ワープロミスがございまして、正誤表を載せております。黄色い吹き出しになってお

りますが、訂正の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから、シートナンバー18ですが、これにつきましては今お配りしていただひている資料につきましては訂正はないということなんです、前回の検討会で一部使用した資料と違ひておりますので、今後、これを用ひられるときは、この資料の方で使ひていただひたいということによろしくお願ひいたします。

それでは、内容の説明に入ります。シートナンバー戻りまして、シート2の方になりますが、全体、利水にかかわる部分がたくさんシートがございます。「通し番号」というのがございますが、その中で下の方でダムに関する部分がたくさんございます。整備シートの方では同じ資料を載せてございますが、これにつきましては、利水に係る問題が全体に係るということで、見やすさというものも含めまして、同じ資料をつけてございます。内容的には、通し番号153から4つ、153、154から156まで、これにつきましては整備シート内容を説明させていただきたいと思ひます。

それで、シートナンバー3になりますが、この全体の利水の議論といたしまして、近年の少子高齢化あるいは社会状況の変化ということで、水資源開発施設をつくった時点から見れば、水利権と実需要に随分乖離があるという現実を踏まえまして、シートナンバー4なんです、論点が4つに絞られております。

それで、153から156までそれぞれ説明してございますが、シートナンバー5ですが、通し番号153で利水-1-1、「利水者の水需要の精査確認」ということでございます。これにつきましては、以前、これはダムワーキングとか委員会とか部会等で説明してきた資料をそのまま転記しておりますので、新たな内容につきましてはございませんので、全く同じ資料ですので、シート16まで中身の説明は飛ばします。

シート16からの説明をさせていただきます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 水政課長 東本）

水政課長の東本でございます。水利権許可の手續面に関しまして担当させていただいております関係上、私の方から説明をさせていただきます。

まず、スライドの16から18につきまして説明させていただきますが、ここでは利水者の水需要の精査確認の進捗ということでございますけれども、利水者の水需要の精査確認につきましては、基礎案では、利水者の水需要について早急に精査確認し、適切な許可を行うとともに、その結果を公表し、具体的な水需要抑制施策を実施することになっております。

それで、進捗状況の説明をさせていただく前に、水利権に関しましてちょっと2点ばかり留意していただきたい事項がございます。

その1つは、まずは水利権というのは申請主義ということで、利水者の方からの申請あるいは変更の申請があって手続が、これは原則論の話ですけれども、動き出すということが1つ。

それから2つ目は、発電を除きまして、許可期間は10年となっていると。この10年の期間というのはどういう期間かと申し上げますと、社会変動や自然の変化等に対応し、水利使用の見直しを行う趣旨で置かれているということで、許可期限の更新に当たっては、新たな10年で申請された量が必要かどうかの審査を改めて行っているということで、水利権の許可権量というのは、今後10年間を見据えたものであるということが2つ目でございます。

16のままでお願いします。16の中で、どういう見直しをしているかということなんですけど、今現在は、許可期限が到来したものについてのみ、ちょっと進捗はおくれておるのですけれども、実際にはやっております。それで、何をするかといいますと、水利権者の方では、水需要が今後10年どういう水需要になるかという再調査、これを詳細にやっただけということと、それからかんがい用水なんかですと、水利用の実態がかなり変化をしているということがございますので、そのところを詳しく見直しをしていただくと。それともう1つ、水道事業のところの事業、事業者という立場からは、事業認可というものも必要でございますので、その辺とのすり合わせをやっていくということでございます。

次をお願いいたします。その結果、やはり水の需要が今後10年間、この今の添付資料あるいはデータでは10年間、そのままの権量で許可することがどうだろうかという疑問がある水利権につきましては、その上に「調査期間の暫定的な許可申請に変更」と書いておりますが、本来10年で許可をしておりました許可期間を見直しに必要な最低限の期間、今、現実的には1年から4年で許可をしておりますけれども、1年から4年の許可を暫定的に出すという形で、今現在見直しをしているところです。

その状況ですけれども、その17の下のところを見ていただきますと、基礎案の段階で、水道用水48件あったもののうち、水需要が確認ができて、今後も同権量で許可をしてもいいという結論になったものが右端の5件。それで、やはりもう一度水需要を見直す必要があるということで、暫定として、今現在見直しをしていただいているのが5件。同じく工

業用水は28件中3件と4件。ちょっと順番が逆になって申しわけございません。農業用水については、同じく116件。これは117件にたしか訂正になっていると思うんですが、百十六、七件中、3件と10件という形になってございます。次をお願いいたします。

現在、そのような形で暫定的に見直しを行った案件の主なものをここに載せさせていただいておりまして、例えば一番上の「大阪市水道」の場合は本来、前回までの許可期間が18年3月31日でございますので、10年の許可期間をとりますと、28年3月31日までになるものを、暫定的に2年間で20年の3月31日と。それから、「寝屋川市水道」は同じく期間的には4年間。「大阪府工業用水」、基本的にここの「大阪府工業用水」、「大阪市工業用水」、「尼崎市工業用水」につきましては、1年の暫定期間で許可を出しております。「猪名川に係る農水許可」につきましては、許可権量と実態についてかなりの乖離があるということで、今現在見直しをしているところで、暫定的に3年間の許可を行っているところでございます。

それから、慣行水利権という話なんですけれども、慣行水利権というのは、旧法時代に水利権が認められたものが、新法下でも23条の許可があったとみなすということで、許可がされているようにみなされているものでございますが、実際、やはり23条の許可がほとんどなされていないというのが現状です。それで、では何も許可がなされていないのかといいますと、そういうことではなくて、24条、いわゆる取水口の工作物の占用許可というものをしております関係上、やはり更新時期が10年に1度やってまいります。原則論の話ですが。そのところで、やはり水利権量等の見直しをやっておるところではございますが、利水者にとりまして、法定化することに余りメリットはないと申しますか、非常に難しい問題があるというのが現状です。

あと、どういう問題があるかといいますと、実際、慣行水利の場合は、実際に取水している取水量と権量にはかなりの乖離があることもございますし、非常に難しい状況になっておりまして、1つ、17に戻っていただけますか。その表の下のところの「内：慣行48件」となっているところが、基礎案以降、今のところ1件法定化されておまして、47件になっているという、非常に進捗がおくれている状況です。それから、この許可の状況につきましてはホームページに掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それから、次にスライド20ですが、ここのところは、それでは水の需要の精査の確認を行って、実際に転用が可能となる、その水利権者にとりまして必要のない、必要のないといいますか、水が出た場合はどうするのかというところのスライドでございまして、現

在の状況は、先ほども言いましたとおり、水需要の精査確認を今まだ行っておるという現状でして、実際に転用可能となっております状況にまでは至っておりません。それで、今後、転用が可能になった場合はどういう処置をしていくかというところですが、もちろん転用するに当たりましては、水を出す側、それからもらう側という、両者の意見が一致するというか、調整がつくことが最低条件になりますが、例えばダム乗りをしている水利権が余ったといたしましても、そのダム乗りをしている、ダム使用权ですが、ダム使用权については、即返上するというか、転用するというのではなくて、やはりダムで保留するという措置も、水利権者というかダム使用权者から見ますと、可能な措置ということで、やはりその辺は将来の利水者の事業計画等々も検討して結果を出す必要があるということになります。

それから、ある場所で水が余ったとしても、そこに「水収支計算」と書いているところなんですけれども、あるA地点で水が余ったとしても、場所が変わる、あるいは取水の時期が変わると、これは同じ条件で取水ができるとは限りませんので、その辺の実際の水収支の計算も具体的にやる必要があるということになるかと思えます。

その次のダム使用权のところですが、ダム使用权、最近はいろんな複雑な状況になっておりまして、1つのダムに乗っているだけであれば、そのダム使用权にかかる費用等は割と簡単に算出できるんですけれども、やはり複数のダムに乗っている場合は、ダムが新しくなればなるほど、傾向としてはやはり負担金が多くなるということで、どのダムの使用权を譲渡するのかというような、非常に複雑なことも出てこようかと思えます。

それから、先ほどの慣行水利の方がもし不要となった場合、これはもともと川の自流、旧法からの水利権ですので、川の自流の分が余ってくるということは、負担金を払っていない水利権が余ってくるという状況になりますので、ではその後、ダム乗りして非常に高い費用を払ってダム使用权を獲得された水利権者の方との均衡とか、いろいろ問題がありまして、ダム乗りの水利権以上に、慣行水利権を今後どう転用していくのか、どういう費用負担をするのかというのは、非常に複雑な問題に、実際にはなるかというふうに思います。

とりあえずはそのぐらいですが。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

谷崎です。続きまして、次の21ページなんですけど、「既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」ということで、ここでは日吉ダムの事例につきまして、日吉ダムができて、平

成10年に完成したんですが、以降立て続けに3年間も渇水が発生したということで、これにつきまして、新町下流地点という水の運用の基準地点の運用量、確保量を見直しまして、水量を減らして、節約して運用していると。

次の22ページに、その運用の結果の効果をかいてございます。スライドでいきますと、青い下の線が、もし運用しなかった場合には早く水位が下がっていくのを、きめ細かな運用、節約した運用をしたために、ダム水位の低下が緩和されたという、節約した運用をかいてございます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 水政課長 東本）

次にスライド24でございますけれども、「渇水対策会議の改正を調整」ということで、「従来、渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、更に平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改正を調整する」ということになってございます。

それで、ここのところは非常に申しわけないところがあるんですけども、まずは16年3月29日に、淀川水系全体、部局長レベルで意見交換会を実施いたしております。それで、その会議では、既存の渇水対策会議を軸に、広く利水者の意見を聞いて進めていくよという話がありまして、既存の渇水対策会ごとに、事務レベルで、非公開で実施していこうということで、その下に書いております猪名川関係、これは主に一庫ダム関係にあります。それから、室生ダム関係が16年5月28日。木津川関係、これは青蓮寺、比奈知、高山ダム等になるかと思いますが、これは16年6月16日。それから日吉ダムが16年7月14日。琵琶湖・淀川関係につきましては、これは局の方で開催しておりますが、7月21日に意見交換会を開催しております。

いずれも非公開という形で開催されておまして、その中でどういう話が出たかということですけども、その下に書いておりますように、「会議の運営方法(メンバー・公開・非公開)について種々意見が出された。また、渇水時、平常時も含めたダム等の操作の説明を求められた。しかし、方向性について大きな異論はなかったため、これらの意見を参考に現在資料等を作成しており、今後具体的な提案を行い、進めていく予定である」ということで、実質17年度、余り動けていないのはちょっと反省材料で、我々反省しておりますんですけども、できるだけスムーズに移行できるように努力はしていきたいと。ただし、どこまで実行しているかというところは、まだ不透明なところはあるんですけども、

とりあえず努力はしていこうということでございます。

以上でございます。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

続きまして谷崎です。意見交換会とは別に、水需要の抑制というものを取り組んでおります。

25ページですが、16年度に取り組みした水需要抑制の内容を箇条書きにして書いてございますが、このようにたくさんの項目で啓発というか、幅広く公表していているという状況でございます。

26ページ、27ページに、その中のトピックスとして、ポスターをつくったり、あるいは27ページにはシンポジウムを開いたりということで取り組んできているという状況でございます。

さらに、28ページでございますが、平成17年度におきましても、やっぱり同じように幅広く取り組んでおりまして、29ページあるいは30ページに、トピックスといたしまして、断水モニターによる体験をしていただいております。協力いただいた方のご意見も書いてございますので、あわせて報告いたします。

以上で、河川管理者の説明を終わります。

荻野部会長

ただいま、ごく簡単ではありますが、平成17年度事業進捗状況についての河川管理者からのご説明をいただきました。一、二質問があろうかと思っておりますので、質問を受けたいと思います。それで、質問をしていただいてから我々の部会としての意見を述べたいと思います。まずご質問の方からお願いしたいと思います。あるいは感想でもよろしいです。

はい、どうぞ。

三田村委員

24ページの湧水対策会議のあり方に関する意見交換会の猪名川以下5つが非公開になっている理由がわかれば教えていただきたい。なぜ非公開にしなければならなかったのか。その理由は、ちょっと疑問に思いましたのは、せっかく25ページ、26ページ等にございますようにコマーシャル等をやっていただいても、それがもとが非公開の結果を踏まえておやりになったんだったらどの程度信頼性があるのかというぐあいに思われるとよろしくないですね。それでお伺いしたいんです。

荻野部会長

まず、非公開にされた理由を述べていただいて。今のご質問にお答えいただければいいかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 水政課長 東本）

まず、先ほどもちょっとご説明させていただきましたけれども、16年3月29日の淀川水系全体での意見交換会の中で非公開という方向が示されたんだという認識なんですけど、申しわけございません、私、その理由につきましては今ちょっとわかりかねますので何かの形でお返しさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

三田村委員

お願いします。

荻野部会長

では、順番に。綾さんの方から。

綾委員

綾です。21ページの日吉ダムの件ですけれども、これは湧水が発生しているということですが、ここで使われている湧水の定義を教えてください。

その点が1点と、それから確保流量を、運用の見直しというようなことで挙がってきているんですが、6.46から5.00に下げていますね。これは中身としては何を減らした結果になっているのかということをお願いしたい。まあ、維持流量とか水利権量とか、いろいろあると思うんですけど。

高田委員

すいません。関連してちょっとお願いしたい。

荻野部会長

それでは、関連のご質問を。

高田委員

その続きですが、運用後水量が減っているんですが、このときに何か、非常にだれかを犠牲にしたとか不便が生じたとか、そういうことがあったかどうか。これは、前から出ています一般的な取水制限とか、そういう厳しい運用をされているときに結果として何が起こったかということを知りたいという、そういう一般的な話があったのと関連します。

荻野部会長

あわせて今のご質問に対して説明してください。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

基本的にはここで言う渇水は渇水的な状況ということで、厳密に渇水の定義というのを持ち合わせて定義しているわけではございません。ダムが水位が下がってきたという状況の中であらかじめ早く対応しなければいけないという経験則に基づく渇水的傾向という意味です。したがって、厳密に定義してやっているものではありませんので、一般用語としてちょっと説明は、説明というか、用語の適切さは欠けるかもしれませんが、そういうことでございます。

綾委員

具体的に何か取水制限とかが起こっているわけですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

ここではまだ起こっておりません。

綾委員

12、13、14年というのは別に起こっているわけではないんですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

この3年間につきましては、取水制限は現実に起こってます。

綾委員

それは、一般的に言うと、将来的にというか、数カ月先に補給するための貯水容量がなくなるからという見通しであるから取水制限をしてそれを使い延ばしたと、そういうような理解でよろしいんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

はい、そうです。実際にはそういう取水制限でダムの効率よい運転というか、補給をするわけなんですけど、そのような経験を踏まえてこのような基準地点の流量をあらかじめ下げるといった作業は13年からやっているということでございます。よろしいでしょうか。

綾委員

はい。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

それで、2点目の質問。何を減らしたのか、それで不都合がどういうものなのかというご質問だったと思いますが、実際には、農業用水が主なんですけど、利水者の方々に集まっていたら、皆さんで話し合っただけで決めていただいたと。まあ、節水に協力していただいたということになっています。

荻野部会長

何か障害が出たかどうか、その影響はどうだったかということですが。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

利水者の方の了解のもとにやっておりますので特に大きな障害が発生したということではなく、利水者間で節約していただいたというふうに理解しております。

荻野部会長

なるほど。わかりました。

湧水については、今おっしゃったように、明確な定義といいますか、概念がはっきりしていないらしいと。湧水のおそれがあるという状況というものを想定して、それに対して、放流制限とか取水制限とか、何かそういう対策をとられるということ。

それから、この6.46に対して1.46確保流量を減らしてあるんですが、これは地元の人と相談しながら、特に農業用水に対して取水制限されたみたいですね。それで、合意の上でやったんだからはっきりとした障害を認めることはなかったというようなことで、これは今後もこの $5 \text{ m}^3/\text{s}$ でいかれるということでもいいわけですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

はい。利水者の協力をいただいて続けていきたいというふうに理解しております。

荻野部会長

ということは、これは暫定かもしれませんが、確保流量を $5 \text{ m}^3/\text{s}$ ということから運用していくということによろしいですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

ええ、その都度利水者の協力を得るということで。

荻野部会長

わかりました。

ほかに。はい、どうぞ。

岡田委員

岡田です。20ページの通し番号154ですが、1つ、ダム使用权の譲渡の件ですが、これに関して譲渡に伴う費用が生じるとお話しになったように聞こえたんですが、このあたりについて具体的にどういうふうにそういうことが決まっているかというふうなデータというのはいいただくことは可能でしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 水政課長 東本）

東本です。例えば、具体的に何とかダムの場合とかいうことですか。

岡田委員

はい、そういうことです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。ダム使用権について、これを譲渡すると言ったときにはどういった額で譲渡するかということはまさに協議をしないといけない話なので、幾らになるというようなことは、個別のあるダムでどうだというのは今の段階で言えません。

それで、使用権の譲渡についてはもともと何で決まっているかと言うと、これはそれぞれ、例えば特定多目的ダム法とか、そういった水源の施設を整備するための法律があるんですが、その中でダム使用権の設定というようなことが記されておりまして、使用権を譲渡することもできるというようなことが決まっております。それに基づいて行うわけですが、実際に行うというのは、これはやってみないとどうなるかというのはわからないので簡単に「このぐらいのものだ」というようなことはちょっと言えない状況です。

岡田委員

他のところでそういう実績があってそういうデータを教えていただくということは可能ですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

近畿の中ではないと思います。ほかのところであるかどうかはちょっとわかりません。

岡田委員

では、一度ご検討ください。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

使用権の譲渡というのがそもそもあったどうかというのがちょっとわからないので何とも言えません。

岡田委員

ですから、その点も含めて、あれば、もし可能であれば、簡単なデータで結構ですが、見せていただければというふうに思います。

もう1点だけお聞きしたいんですが、21ページ、通し番号155ですが、ここに効率的な補給の話があります。日吉ダムのかんがいの確保流量についても、これは「取水実態をよりの確に把握した上での補給を実施が望まれる。」とあり、そういうふうに行われたとい

うことで運用前と運用後の比較があります。それから、その次のページには日吉ダムの効率的な補給の運用がございます。これは非常に効率的にうまくいっているということで私も大変評価したいと思うんですが、的確に把握した上で適宜効率的な補給を行うということ、しかもこれは多分渇水調整会議の場を通してということなんでしょうが、この辺についてはある程度定型化したルールとかというのはあるんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 谷崎）

谷崎です。ルールというものは、結論から申しますと、利水者の調整の結果ということで、節約のルール、ルールというか、それぞれの時期的なものもございまして、水需要の関係ですけど。だから、ルールと言われるとあるわけではなくて、その都度利水者の協力を得ていると。まあ、会議でもってやっている。

荻野部会長

よろしいですか。

岡田委員

はい。

荻野部会長

ルールなんかないんだということですね。それぞれダムごとに水収支、水需給の関係を調べもって、もし修正できれば確保流量で修正していくというようなこと、それはもうケース・バイ・ケースでやっていこうということみたいですね。

岡田委員

はい。

荻野部会長

それでは、どうぞ。

村上興正委員

平成15年から17年については書いてないんですが、この同様の操作をすることによって回避できたのでしょうかというのが第1点。それから、他ダムでも渇水が起こっているのかどうかとか渇水が起きたときにどういう処置をしているのかという、そういう実態というのはどうなっているんでしょうかということ、それが第2点。

荻野部会長

これは桂川についてのケースを紹介していただいたんですが、木津川とか淀川本川において。

村上興正委員

まず、平成15年から17年度はこのルールでいったのか。要するに、そういうことがこのルールでやればずっと大丈夫と思っているのかと。

荻野部会長

ああ、そうか。14年にこういう試行をやられて、その後現在までこういうやり方、すなわち $5\text{ m}^3/\text{s}$ という数値をもとに操作管理がなされたのかどうかと。

村上興正委員

そういうことです。

荻野部会長

そうすると、このグラフ・赤い方が15、16、17年と3本あってもいいのではないかということになりますね。その辺はどうですか。やっぱり3本あるわけですか、この青い線・運用前に比べてこれだけ貯水が確保できたというのは。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 神矢）

淀川統管の神矢でございます。日吉につきましては、15、16、17年は取水制限はやっておらないと思います。ちょっと手元に詳しい資料がありませんのではっきりとは申せませんが、日吉についてはないはずで。

それで、ほかのダムはどうかという話がありましたけれども、これは帰って調べてみないとわからないので今ここではちょっとお答えできないんですけれども、少なくとも木津川筋のダムあるいは日吉、あるいは琵琶湖も含めてですけれども、明確なルールはないけれども今までの経験則にのっとりこのくらいになってきたら利水者の人に集まっていたらちょっと調整会議を行って何がしかの湯水調整をするというようなことは行われてきておりますので、もしそういうのに該当するような水位の状況になっておれば、少なくとも似たようなことはやっていると思われま。

村上興正委員

だから、どういう条件のもとに何をしているかということがちゃんとわかるものね。つまり、このダムではこの条件でこういうことをしてます、このダムではこういうことでやってますと。補給の条件とかね。そういったものがわからないとこの辺が読めないですね、たまたま1例でうまくいきましたと言われても。

荻野部会長

多分、確保流量を見直したのは日吉ダムが1個目で、あとほかのことはやってないの

ね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 神矢）

確かにおっしゃるとおりです。この日吉ダムでは、ここは確保流量そのものを $5 \text{ m}^3/\text{s}$ に見直しを行ったわけですね。これは利水者の協力を得てこういうふうにしたと、こういう例は日吉だけです。ほかはそれはないです。ただ、さっき私が申ししたのは、ちょっとこのまま行ったら危機的状況になるかもしれないということで各利水者に集まってもらって濁水調整に入ったという例は確認すれば幾つかあるかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

日吉ダムについてこれをわざわざ挙げているのは、今お話がありましたように、取水制限をせざるを得ないというようなことは何も日吉ダムに限ったことではなくて、どのようなダムでも、あるいは琵琶湖でもあり得ることなんです。通常何年かに1回はそういったことが起こり得るということです。ところが、日吉ダムでは、資料にも書いてますが、平成10年に完成した後毎年のように取水制限に至るというような厳しい状況になったわけです。そこで、そもそも下流で確保する流量そのもの、これを見直すという作業を行ったということです。それで今回この効率的な補給について検討した例ということで出させていただいているということです。

荻野部会長

今、2時半になりました。きょう、今のご説明に対しまして部会の方で取りまとめた資料がございます。審議資料1 - 2を見てください。「平成17年度事業進捗点検についての意見記入シート」ということで利水・水需要管理部会でそれぞれの項目に対して意見を委員の方から出していただいております。それについて少し私の方から逐次ご説明しながら議論を進めていきたいと思っております。ただいまの質問に重複するものもあります。それから、皆さんが「変やな」あるいは「これはどうかな」と思っているようなこともあろうかと思っておりますので、あわせて考えもって聞いていただきたいと思います。順番に行かせていただきたいと思います。

2ページでございますが、「利水者の水需要の精査確認」という項目です。ここは水使用の実績を精査確認するということと需要予測を精査確認すると。それで、需要予測の中に水需要抑制施策がいかにか反映されているかということも精査確認の中に取り組みたいということなので、この考え方は我々部会あるいは委員会の提言に沿った姿勢であるので大変結構であると評価いたしております。

ところが、ここから意見なんです、隣の千代延さんに書いていただいているんですが、簡単に言いますと、水需要量、使用量の確認はどこにあるのですか。どこに確認されてその結果が出ているのかという面においてはちょっとこの説明の中では見当たらないなということでもあります。

それで、私、よくよくこのあれを見せていただいて、きょうのスライドの13を出してみてください。13のところに「淀川下流部における水需要バランス」というふうなグラフが出ております。これは淀川だけではなくて、桂川とか名張川とか、いろいろなものがこういうふうに出されています。仮に淀川について見ますと、淀川のこの赤の折れ線グラフが使用量の実際です。大阪府、大阪市、阪神、尼崎、西宮等々の工業用水と上水道の使用量が右肩下がりで若干下がってきておると。それに対してウグイス色の棒グラフがそれぞれの水利権者が持っている水利権量を合計したものです。このように水利権量に対して実際の使用量が右肩下がりで下がっていると。

どのぐらいの乖離、差があるかということを見ますと、これは計算すればすぐわかりますが、ちょっと数値がないので丸めた数字になりますが、このウグイス色のグラフの高さが。日量にしますと830万 m^3 ぐらいになるうかと思えます。それから、折れ線グラフの平成15年のところが大体日量550万 m^3 から560万 m^3 、そのぐらいの数字になるうかと思えます。差し引きしますと、いわゆる水利権と水需要量の乖離、差というのは250万 m^3 から300万 m^3 ぐらいの間にあるというふうにこのグラフからだけだと読み取ることができます。すなわち、淀川最下流では水利権と実際の使用量との間には250万 m^3 ぐらいの差を河川管理者としてもつかんでおられるというふうに理解していいのではないかなと思えます。こういうことを河川管理者はきちりと評価、あるいはデータをきちっと出されて「自分たちはこれについてどう思う」ということを言わないといけない点ではないかなと思えます。

それで、ダークブルーの、青い方の棒グラフが、ここにありますが、近年の実績流況に基づいた試算値の中で2番目に小さい値、供給可能量と、こうなっています。まあ、実力というのがこれなんです、この大きさが大体日量650万 m^3 前後になっています。これだけ実力が減っておるんだという言い方になってます。

このことが次の需要予測の中に非常にはっきりと数値として出てまいります。そのことが千代延さんの文章のところに書いてあるんですが、例えば大阪府の水道部が需要予測を出しております。それは河川管理者の方から我々報告を受けたんでありますが、いろい

る節水をしてこれだけ必要だという数字がざっと180万 m^3 なんです。それに対して、今のこの実力が低下してあるので、この分は将来見込まないといかんということで割り増しています。その割り増し量が0.78だということで、180を0.78で割ると231という数字になりますということなんです。日量231万 m^3 が将来確保しないといかん水量ですと、こうなっています。

それで、大阪府さんが今権利として持っている水の量は210万 m^3 です、21足りませんということになっています。そして、21のうち何がしかは工業用水、特に次の議論がありますが、臨海工業用水が実は解散して16万 m^3 という数字が処分されています。それを大阪府が受け取るとすると、ここに書いてありますように、そういうものを全部含めてですが、1万 m^3 だけ足りないという言い方になっています。それで、その1万 m^3 だけ不足はどうするかというと、安威川ダムにその権利をもらうために建設をいたしますと。あるいは建設したいという考え方で効いてきます。非常にクリティカルな数字でありますので、この実力評価ということと0.78というのがぎりぎりの線のところで安威川ダムをつくるかつくらないかの議論の対象になってしまうわけです。

仮にこれを0.8、0.02だけ上げると、ここに書いてありますように、ちょっと数字が楽になって225万 m^3 となって、もう十分足りてしまって安威川ダム不要論になります。ちょっとした数字のあやなんですけれど、要るか要らないかというのはこういうことで決まってきたいいんだろうかというのが千代延さんのご指摘であろうかと思えます。

需要量、あるいは使用量というのは厳密にきちっと調査をされて、それを公表して、それから需要予測にそれを使って、そして利用予測については、ここにまさに書いてありますように、必要な需要抑制対策がどういうふうにとられていて、どれだけ水が不足かということを厳密に審査をしないと、河川管理者としては、将来の水供給の番人としてはちょっと危ないんじゃないかなというように思います。

それで、水利権の精査確認というのが今、水政課長の方からなされています。水利権の精査確認結果は、きょうのこの表にはありませんが、もとの整備シートの中には表がつくって出されています。小さな文字で見えにくいんですが、それぞれ水利権者と最大何 m^3 かということと、それから、先ほどお話がありました、いつその水利権の期限が切れるかということが書いてあります。「それぞれ水利権の許可期限が平成15年、16年、17年と切れたものを挙げていきます」というふうにすると、かなりの数が水利権の期限が切れています。その期限切れの水利権について、今までは自動的に更新していたんですが、こ

れからはちゃんと需要量も、あるいは予測も含めてきっちり審査しようということで審査に取りかかっておられます。ただ、その間何をされているかという説明が実はないので、どんなことをやるのか、2年とか3年の暫定期間中に水利権の審査、更新の審査をされますが、具体的にどういう審査内容を、あるいは審査の経過報告をぜひやってもらえば説得力があるのではないかなというふうに思います。

それから、三重県について少し書いてあります。これはちょっと前倒し、後ろの方でまた議論をしたいんですけど、三重県については新規利水を提案されています。これは初めに $0.6\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいを提案して、川上ダムに参加したいということでありました。ところが、これはちょっと過大だということがわかって下方修正をされました。 $0.3\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいに下方修正しました。さらに、これを河川管理者はもう一回計算し直して、ほんのわずかですが、日量にして $3,000\text{m}^3$ ぐらいですかね。 1万m^3 に満たない数字ですが、下方修正をされました。実は修正が2つあるんですが、河川管理者としては、この修正はあんまり大きくないので三重県さんが言う約 $0.3\text{m}^3/\text{s}$ を川上ダムに乗せたいと。あるいは、乗せたいとおっしゃっているのかどうかわかりませんが、こういうふうな希望が出ているということで川上ダムの事業については事業を推進したいというのが昨年7月の5ダムに対する見解でございます。このことについていろいろ議論をしていかないといかんところなんです。後でまたこれは述べたいと思います。

それから、次のページへ行かせていただいてもいいでしょうか。「水利権の見直しと用途間転用」ということです。

「水利権の見直しと用途間転用」という項目のところでは、基礎原案のところで大阪臨海工業と大阪府営工業、それから尼崎市営工業と、この3つが挙がっていて、大阪臨海の方は今申しましたように処分がもう決定しております。水利権水量として日量 16万m^3 です。それから、大阪府営と尼崎については、基礎案の下の方で、水利権の見直しあるいは転用の可能性がある、見通しがあるということを書いていただいておりますので、これは非常に立派なといいますか、いい、踏み込んだ見方であろうかと思って高く評価いたしております。

それで、大阪府営水道は 84万m^3 権利として持っています。一日ですね。それから、尼崎市は 26万m^3 持っています。約 110万m^3 ぐらいの権利水量なんですけど、これは需要実績を、使用実績を見たらわかるんですが、40%前後です。すなわち、 60万m^3 程度既に使用されておられません。未利用ということです。ぜひ河川管理者の方はこの数値も出されたら

わかりやすくいいのではないかなと思います。

そうして、このことにつきましては高田委員の方からコメントとして挙げていただいております。用途間転用、水利権の見直しは非常に大事なことでありますから、速やかにその手続を進めていただきたいということです。それから、高田委員のご説明の中には先ほどの実力低下、利水安全度の低下ということについて議論されていますが、この計算根拠、試算となった条件とか、どんな計算をしてこういうふうになるのかをぜひ明らかにしていただかないと、78%とか80%をにわかに認めて「そうか」と言うわけにはいかないとということであろうかと思えます。

それから、これは次の湯水にかかわることですが、上水道において非常用給水管を連結してあると。例えば大阪市、大阪府あるいはほかの利水者において、これはフォーマルかインフォーマルかはわかりませんが、管がつないであって、いざ湯水というときに比較的余裕のある側が水の足りない方に水を融通する、供給するというふうな態勢がとられていると指摘していただいております。非常に大事なことでありますので、こういうことも河川管理者は積極的に指導をしていかれるとよいのではないかという意味のことです。

それから、池淵委員も「水利権の見直しと用途間転用」の中で、水需要管理の考えのもとになる水需要抑制に結びつくものであって、非常にいいことだと。水需要抑制は言いかえるとこの水利権の見直しと用途間転用抜きに考えられないことでもありますので、施策としてぜひ水需要抑制に反映されるような形で実施していただきたいというふうなコメントであります。

それから、農業用水の慣行水利権の許可水利権への切りかえについてであります。たった1件だけかというふうに書いてあります。慣行水利権というのは、今、水政課長から説明がありましたように、農業用水に限らず、旧河川法の成立段階で「既にもう取水していたものについては許可を得たものとみなす」という形で認められたものです。先ほどちょっと言われたように、水利権についてはもうそういうふうな許可を得たもので許可の更新という手続はないんですが、取水施設については施設占用許可を10年に1回やらないといかんだというふうに言ってあります。そういう機会をとらえて慣行水利権から許可水利権に切りかえていくというふうなことをもっと積極的にやってほしいと。これは管理者が農業用水の団体である土地改良組合と、農水サイドとちゃんと連携をとりもってやってもらいたいということです。

それから、先ほどの正常流量について、日吉ダムについて少し踏み込んだ検討がなされております。需要実態を踏まえて正常流量あるいは確保流量というものについて具体的に検討していただきたいということでございます。

それから、湧水について先ほどご質問が出ました。湧水については河川管理者も余りはっきりとした見解をお持ちではありません。先ほどありましたとおりです。ところが、ある程度のことは数字としてはっきりしています。

例えば、私の知っている限りでは、瀬田川洗堰の操作規則の中にあります。 - 150cmを超えると「非常湧水」という言葉を使って関係自治体の首長と対策をとる態勢に入れというふうに書いてあります。すなわち、琵琶湖の水位で150cmが非常湧水のレベルですと。150cmから - 200cmまでが補償水位で、異常湧水時において利用すべき水量、水深というふうになっています。それ以上のことについては実は何にも規定がなく、琵琶湖本川では、ダム統管の所長のお話であると、琵琶湖の水位が大体 - 90cmになると河川法上で言う「湧水のおそれが生じた場合」ということであろうかと思えます。湧水のおそれがある、この段階で湧水調整に入りなさいというふうになっています。ちょうどこれは新河川法、我々が今ベースとしているものなのですが、新河川法に53条の2というのが実はつけ加えられております。これは新設なんですね。河川管理者あるいは国土交通省の方もここを非常に重く見ておられます。

どういうことかと言うと、ちょっと言いますと、「湧水時における水利使用の調整」というのが53条なんです。それで、53条の2は追加されて「湧水時における水利使用の特例」というふうになっています。「調整」というのは何かと言うと、先ほど言いましたように、湧水になってから調整をかけたのではもう遅いわけですね。ですから、湧水のおそれがある段階で調整に入るようにというふうになっていまして、湧水調整の早期化ということ。こういうふうの前倒しで湧水調整をやりなさいという新しい文言です。

それから、河川管理者による情報提供ということも同時に書かれています。先ほど非公開でやられたということについてご質問が出ましたとおり、これは河川法上の湧水時点における河川管理者がいろいろな情報を公開する、情報を提供するというのが大事ですよと書いてあります。ですから、そういうことも河川管理者はよくよく考えもってこれを非公開でやるというようなことを今後改めないと、みずから、自分が河川法を守らない河川管理者ということになって、これは非常にまずいと思えます。

それから、53条の2の追加のところでは何が書いてあるかと言いますと、水融通の円

滑化ということが書いてあります。水をお互いに融通し合うと。利水者間で水の融通を円滑にやることによって渇水を避けると。あるいは水使用の合理化に努めるということが書いてあって、これまでほとんど河川管理者はそういうことを認めない方向で非常に難しいバリアをいっぱいかけております。そういうことはやめて、水融通を円滑にするために手続を簡単にせえと、こう書いてあります。実は、このことについてこの整備シートあるいは進捗点検の中では河川管理者は一言も触れられていないのが大変残念に思います。ぜひ河川法53条と53条の2をもう一回よくよく読み直されて、この平成18年の事業に結びつけていただきたいと思います。これ抜きにやると、やっぱり河川管理者が河川法を理解していない、あるいはその精神をはっきりと継承しないということにつながってしまうので、これはまずいと思います。ぜひ見直していただきたいと思います。

それから、次のページ、「既設水源開発施設の再編と運用の見直し」なんですが、ここで「既設ダム等の効率的な運用操作、さらには、連携による効率的な補給を検討する。」となっています。非常に踏み込んだ考え方であり、ダム統管から我々説明もしていただいたんですが、非常に厳密な操作管理をなされているということがよくわかりました。それから、日吉ダムにおいては確保水量も見直していこうということで、踏み込んだ運用であるかと思えます。

欲を言えば、木津川水系のダム群についても、それから淀川本川の、例えば瀬田川洗堰から天ヶ瀬ダムについて、あるいは大堰についてのこういった問題点を整理されて、確保流量、例えば枚方の確保流量等々を検討されて、見直す必要がなければ見直すことはない。あるいは、見直す必要があれば見直す必要があるということ表現していただきたい。猪名川においても一庫ダムの確保水量というものがあろうかと思いますが、これをきちっと平成18年度には検討していただきたいと思います。

それから、渇水対策協議会のことなんですが、利水 - 4 のところです。先ほど言いましたように、河川法の精神をよくもう一度念頭に入れてやっていただきたいと思います。ここは江頭委員及び綾委員から意見をいただいています。先ほどありましたように、平成16年に1度やって、後は非公開でやりましたと。なら、17年はやらへんかったんかと。18年は何をやるんやということで非常にクエスチョンマークがつけられております。

それから、せっかく新協議会は平常時から水需要抑制を頭に置いてやっていこうとされているのにその中身について何にも言ってもらえないのは、我々実質中身の審議をやらなきゃいかんののにそれが何もないというのはいかなものかというふうなご意見であった

かと思えます。後でまた補足していただきたいと思えます。

というのが利水に関する1、2、3、4の大まかな私なりの理解をした我々意見のご説明です。ちょっと10分ぐらいディスカッションしたいと思えますので、今のこういうことでよろしいかどうか、委員の皆さんあるいは担当された皆さん、補足説明をしていただきたいと思えます。どなたからでも結構ですが、私のまとめ方が多分独断と偏見でまとめているのでまずいかなとは思いますが。

千代延副部長

ちょっといいですか。

荻野部長

はい、どうぞ。

千代延副部長

先ほどの河川管理者の方の説明のところちょっと発言したかったんですが、今、荻野部長からも転用のことについてもちょっとまとめてお話がありましたので、河川管理者の方に2点ほどお尋ねします。

水利権の転用ですけども、転用できる水利権の保持者と、それから転用を受けたいという2つの当事者がおるとしますね。そのときに、これはダムの使用権を物権と書いてありますけども、それを勝手に取引というのはできないというのはわかります。その取引の、言うなら河川管理者からその転用についてはよろしいというお墨つきをいただければ、もともと水利権確保するために水源確保をしますから、それにはお金がかかっておるはずですね。そのお金については当事者間で話し合いがつけばいいのではないかと思うのですが、この点いかがでしょうか。かつての資料、今までのどこかに出てきた資料を読み返してみますと、福岡市の例で農業用水に都市用水の転用をしたと。それについては農業用水の権利者に対して、補償という言葉を使っておりますけれども、補償がされたようであるということが書かれておりました。今のことを1つ教えていただきたいと思えます。

それからもう1つは、大阪府の工業用水の転用という課題が今あるんですが、これは大阪府が持っている工業用水の水利権を、同じく大阪府の上水の方に転用したいと。こういうときは、所有権について当事者が同じですから譲渡価格とか補償とかいう話は起こらないと思うんですが、ということになりますと河川管理者の方が、これは転用するに値するかどうか、転用して差し支えないかという判断を下さるだけで、それが実行できるのでしょうか。この2点をお尋ねします。

荻野部会長

では、簡潔にお答えいただければ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 水政課長 東本）

東本です。まず、先ほどの転用水を提供する側、受ける側の費用負担の話ですけれども、おっしゃられるように、費用負担につきましては当事者間の話し合いで大丈夫だと思います。ただし、それ以外のいろんな規制はありますが、それは別としてということで。

それから、あと大阪府の工水と上水の話ですけれども、これにつきましては、事業者が一緒なんですかね、すいません、私もまだ認識不足なんですけれども、このところは申しわけございませんが、私、今即答はできません。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 神矢）

淀統の神矢です。正確にというと申しわけないんですけれども、基本的には工水、上水も事業主体としては別のはずですので、別であれば当然、たまたま同じ大阪府ということだけであって、事業主体としては別のはずですので、そうであれば、さっきおっしゃったことではなくて、同じように譲渡する際のいろんな手続というのは必要になると思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

そもそも譲渡するということについて、少なくとも当事者は、当事者というのは譲渡される側、する側は必要でありますけれども、それ以外の者も含めて、同じ淀川水系から取水をしておる者に、譲渡によって悪影響が及ばないかというような観点も当然必要になってきますので、2人だけがオーケーだから、あとの人は何も言えないということではないということです。そこが非常に転用する、しない、できる、できないというところの難しい問題を生み出している1つの要因です。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 水政課長 東本）

私も先ほど申し上げましたのは、あくまでも費用負担についてのみということですので。それから、原則的にはやはり他用途に使う場合は、まずは一たん河川に水を返して新規にという手続になりますのでよろしくお願いします。

荻野部会長

大変難しいことはよくわかりますが、ここに書いていただいています5ダムについての、5つの計画中のダムについての利水者の撤退表明があります。その中は利水者は利水者なりに水需要抑制に向かって努力をされています。例えば、大阪府は工業用水の需要量が少なくなって、実は経営も苦しいと。水利料金といいですか、水道料金の徴収が上がってこ

ないので、大阪府の一般財源から補てんされないと赤字の状態がずっと続いておると。その上に琵琶湖総合開発事業の償還が始まって、維持管理費も非常に大きなウエートでかかってきておると。そうすると赤字が出てきます。赤字が出てくると、水道料金を値上げしないといかんと。値上げすると需要量が減ると。大口の水道者は専用水道を自分で井戸を掘って、水道料金を、自分の経営を改善するというようなことで、どんどん先ほどの右肩下がりの需要量減、使用料減ということになっています。そういう実態を踏まえて、利水者は新しい水源確保というのはもういいのではないかという方向に向かわれたのが、このスライドの6番のことです。これは皆さんもお認めになっています。

こういう流れというものを止めないように、河川管理者はこういうものをもっと前向きに、積極的に水需要抑制の方向に向かって一緒に努力すると。あれやっちゃいかん、これやっちゃいかん、これは難しい、あれは難しい、これは複雑だとかいうふうに言い始めると、これは昔の河川管理者と同じです。旧河川法の時代の権威主義と同じです。そういうものを全部やめようというのが新河川法の世界であります。水融通の話もそうです。そういうことを避けて通るようなことをやると、やっぱりまた大きなマイナスを将来につくってしまうのではないかと。えらいでっかい借金を、将来にツケを回すというようなことは、これは河川管理者も水利用者も我々も、ともに一つの方向は一緒なんだから、それに向かって河川管理者は今まで高い敷居をつけてたんですが、それをおろして、やりやすいように手続の簡素化というのが河川法の中に書いてあるわけですから、精神の中に国全体でそういう方向にいこうという時代なんだから、それを河川管理者もよくよく知っておられるはずですよ。ぜひ、水利権転用についても、用途間転用と用途内転用も含めて手続を簡単にさせていただきたいということです。よろしいですか。余りバリアを、敷居を高くすると何ぼでも難しくなって、やれなくなります。

はい。

村上興正委員

3ページ目の千代延さんの意見のところでも聞きたいんですが、利水安全度を採用するかどうかは利水者の責任で判断すべきと書いてあるんですが、これは何らかの文章があるんですか。河川管理者のスタンスだということ。

千代延副部長

もちろん聞いたこともありますし、例えば京都府の水需要の見直しのところがあったんですが、その一番最後に京都市が出した結果に対して括弧書きでしたけども、なお利水安

全度を加味する、ちょっと正確な答えは忘れましたが、した方がいいというようなコメントがありましてね。そのときに私は質問をしたんですけども、これは公式な会議だったかどうか忘れましたが、利水安全度を使って水源確保が幾ら要るかを出すのは、これは利水者の責任でおやりになることで、これを使わなければならないという強制するものではないというふうに説明を受けましたので、そのように私は理解したんです。このことは私の理解ですから、違っているかどうかは今ちょうどいいですから教えていただきたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。利水安全度については、我々河川管理者としてはこういう状況であるという、正確といいますか現時点での利水安全度がどうであるかという情報は利水者の皆さん方に提供するという事です。わかっているのに言わないということは大変な怠慢になるわけですので、こうなっているという事実はきちっとお伝えをします。その上で一体どの程度のもを確保しておかなければいけないかということについて、最終的な判断は利水者としての判断になるわけです。というのが基本的なスタンスです。

荻野部会長

そういう姿勢はよくわかるんですが、利水安全度を計算されたんだから、これは計算値で出てきたものだから計算根拠を、こういう根拠に基づいたらこういう結果になったということはお互い技術者の、あるいはこういう考える集団でありますから、ぜひ計算根拠と前提条件とか、そういうものをやっぱり出さないと、こうなりましたからこうですと言うと、将来予測、需要予測に対して精度が非常に悪くなって説得性を隠し、先ほど千代延さんがおっしゃったように、これは河川管理者の方が水利者に提示をされた数字なんです。勝手に大阪府とか阪神が自分で計算して持ってきたものじゃありません。河川管理者がこれだけですと、0.78ですよというふうに言ったから、0.78使って計算したらこうなったという、筋道としてはそういうふうになっているわけなんですね。ですから、やっぱり提示をした側が計算根拠と前提条件とか、そういうものをきちっと示して、こういうことだと、それぐらいの説明責任をですね。

村上興正委員

だからね、ここに書く第1項目が、利水安全度0.78というのは非常に大きなファクターなんで、それに対する根拠というものを十分に示せというのを書いてあるわけですね。だからこの点きっちりしないといけないと思います。

荻野部会長

わかりました。

村上興正委員

今やっていることは、利水のところなので、どういう項目を書き込めばいいのかということとを議論しているんですね。

荻野部会長

そうです。

村上興正委員

そうすると、2ページから3ページに書いてあることについての、どういう部分は取り上げるのかについて委員会として合意しないといけないのですね。

荻野部会長

この場でね。

村上興正委員

はい。その議論をするんですから、そういうことを順番にやっていったらどうでしょうか。だから1番目の利水安全度というのは非常に重要なんで、これについてはちゃんとしなさいということは書くべきだと。

荻野部会長

そうですね。ご指摘のとおりだと思います。

3時10分になります。10分か15分ぐらい休憩させていただいて頭を冷して、もう一度議論を続けさせていただければいいかと思います。今ちょうど3時10分ですから、3時20分ぐらいまで。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、現在10分ちょっと過ぎていますがけれども、20分まで休憩ということで、よろしく願いいたします。

〔午後 3時11分 休憩〕

〔午後 3時21分 再開〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

済みません。ちょっと20分過ぎましたが、会議を再開させていただきたいと思います。
よろしくお願いいいたします。

荻野部会長

短い休憩で済みませんでした。引き続き、会議を続けたいと思います。

千代延副部会長

そしたら、今の続きで、なお意見交換をしたいというご希望はあろうかと思うんですが、実はまだほかにも議題を持っておりますので、今の予定では27日に今の利水・水需要管理部会の意見のとりまとめを、これに基づいてとりまとめをする予定にしております。したがって、それにできれば間に合わすように、この意見に対する別の意見とか、あるいは追加してのご意見をいただければありがたいと思います。しかし、非常に厳しい無理をお願いすることになりますので、どうしてもそれに間に合わない場合は6月30日夕方5時ぐらいまでにご意見を庶務の方へお出しいただければ、さらに検討させていただいて、まとめようというふうに考えております。ちょっと時間の制約からご不満でしょうが、それでできればご了解いただきたいと思います。

荻野部会長

ということで、審議事項の（1）の項目につきましては、次の（2）の項目を先にやらせていただいて、もし積み残しのご意見があれば、6月27日に我々は意見を作成する最後のこの部会の小委員会をやります。それから7月2日に委員会全体の意見とりまとめをやりますので、それに間に合うようにご意見をちょうだいして、ご意見を反映させていきたいというふうに思いますので、（2）の方の水需要管理に向けてという項目に移らせていただきたいと思います。よろしいですか。では、済みません、非常に不手際で、途中で議論を打ち切ってしまうみたいなことになりましたが、（2）の方に移らせていただきたいと思います。

（2）水需要管理に向けて

荻野部会長

（2）の方は、お手元に審議資料2というので、「水需要管理に向けて」（仮題）として、執筆・編集方針たたき台（.2）というのが届いているかと思います。これについて少し簡単にお話をさせていただきますと、皆さんご承知のように、中間とりまとめ提言というのがございます。そのときに、この委員会ではこんなふうには書いています。水需要

の拡大に応じた水資源開発というものに一たん終止符を打って、水需要を管理し一定の枠内でバランスをとるという方向で方向転換すると。こういうことが一つの水需要管理の理念ではないかというふうな見方をしておりました。これは3年、4年前の世界でございます。

その後、委員会でいろいろ検討し、我々の方もいろいろ考えて、進化といいますか水需要管理の概念も相当進んでまいりました。ここで水需要管理とは一体どういうことなのか、河川管理者に委員会として提言できることはこういうことではないかというようなものを、この部会でとりまとめるようにという指示をいただいて、この部会の任期が切れるまでに、とにかくこういう概念構成と、その中身を河川管理者の方にお示しをしようということになりました。

それで検討会をこれまで3回やってきたんですが、検討会とは別に自主的な勉強会、意見交換会を、これも3回続けてやっております。そういうところで、具体的に水需要管理とは何やろう、どういうことをしたらいいのや、どういうことを河川管理者とともに考えていかないといかんのかというようなことを整理しつつ、概念整理が少し進んでまいりました。そういうことで、今ここに書いてありますような「水需要管理に向けて」という簡単なパンフレットをつくって、皆さんにお諮りをして、河川管理者の方にお渡しをしたいなというふうな趣旨でございます。委員長、こういう考え方で。

今本委員長

今本です。この水需要管理というのは、この淀川水系流域委員会が提案して、しかも、これまでと全く違った理念でこれからはあらねばならないということで、非常に重要な部分です。ところが、水需要管理というものの自体がなかなか理解されていないような気がします。第1次の提言をまとめるときも、それなりの議論をしたんですが十分とは思いません。特にこの第2次のところでは、この問題についてきちんと議論をしていませんので、ぜひこの機会に議論しておきたいと。

しかも、私はこれまでのこの委員会が言ってきたことを振り返りますと、水需要管理が必要だという理由を2つのことに基づいています。これは昔の提言なんですけど、ピンク色のやつです、これの新たな利水の理念というところに、河川の流量はもともと有限であると、これが1つです。もう1つは、取水量にも河川環境からの制約があるためということで、結論として、一定の枠内でバランスさせるように水需要を管理しようと、新たな水資源開発はできるだけ抑制しようと、こういうことになっているわけです。

ところが、それ以後の環境に関する議論等を聞いていますと、ちょっとこれは甘かったんじゃないか。やはり基本的に河川からの取水そのものを、常にできるだけ抑制しないと河川環境がもたない。ですから、一定の枠内でバランスしているだけじゃだめなんだと、できるだけ少なくするようにしていかなといけないんじゃないかというふうに私自身は感じ出しています。ここのところは非常に基本的なことです。なかなかきょうだけで結論を出すとか、そういうことはもちろんできませんけども、ぜひこのことについての意見をお伺いしたいし、議論しておきたいとお願いした次第です。

荻野部会長

どうもありがとうございます。

これまでの議論の中でも水需要抑制ということが何度も使われています。水需要抑制をするために、どういう施策をとったらいんだという各論の方にばかり目がいきがちなんですけども、今、委員長がおっしゃったように、水需要抑制というのは何のために水需要抑制なんだと、ただ単に節水をし水需要抑制をすればそれで済みかと、これが水需要管理の結論かということになると、いや、それは違う。河川法の平成9年の改正では治水・利水・環境のバランスということが言われて、環境が大事なんですよと。これまで昭和39年に改正された河川法は、治水一辺倒の旧河川法から、利水も入れないといかんというので水利調整という言葉が入り、水利権という言葉が、水利権という言葉自身は書いてないんですが、流水占用とか施設の占用許可とか、そういうことが具体的に書かれました。利水と治水が河川法の根幹をなすものであったわけですけど、環境ということについて欠落をしておいて、気がついてみると、とことん河川は治水と利水のために使い尽くされると。すると川はほとんど人工の水路に近いようなものになって、これでは川と言えないのではないかと、あるいは我々人間生存そのものも、こういう方向ではもうだめというか、危ういというか、そういう方向で川の水のあり方について、河川管理者あるいは新河川法の中でうたわれた環境というものを、どういうふうに今我々の生活の中に取り入れていくのかということをもっと具体的に議論しないといけないということであろうかと思えます。

はい、ではどうぞ。

今本委員長

それともう1つ大事なことは、流水の正常な機能の維持ということで、例えばダムを計画した場合でも、それ用の容量が非常に多くとられています。流水の正常な機能の維持とは何なのか。例えば、瀬切れを起こさないようにダムから水を補給するんだと言いますけ

ども、これは僕はぜひ、環境の方たちの見解をお伺いしたいんですけども、瀬切れというものはこれまでもあったはずで、自然の状況の場合。そうすると、ある方が当たり前だと。いわゆる自然の変動のリズムといいますか、その中には流量ゼロだってあるんだと。これを補給することはどうなんですかね。この辺のところをぜひ、私は本当に流水の正常な機能の保持と、この問題全部絡みますので、非常に基本的な問題なんですけども、ぜひ皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

荻野部会長

そういう趣旨で、ここに書きましたようなことをたたき台に上げさせていただきました。これは千代延さんと2人で何回も話し合いをいたしまして、こういうキーワードだけを挙げた段階でありますので、まだ内容はわかりにくいかもしれませんが、とりあえずこの段階でたたき台を皆さんにお示し、聞いていただいて、これからご意見をたくさんいただいて、文章化して、ある一定のとりまとめをして、河川管理者に今こういうことをやってみたらどうだというようなことを示していきたいということです。それで10分ほど説明させていただきます。

まず第1章なんですけど、「水需要管理」の概念というふうに書いてあります。これもはっきりしませんが、新河川法改正の意義の中に、河川環境の整備というふうにうたわれています。治水・利水・環境の総合的、管理がこれからは必要になってくるということです。それを利水の観点から見ますと、これまでフルプランで見られますように、供給管理を中心に、足りないところに水を送ろうという河川管理者及び利水者の意思が働いておりました。先ほど見ていただいたらわかりますけれど、かなり水の需要の方が逆に暫減傾向にあり、例えば淀川の一番末端では200万 m^3 、あるいは250万 m^3 という量の未利用水が発生しつつあると。そういう観点からいきますと、供給管理から需要管理に切りかえていこう。

そのときに、何度も出てきますが、水需要抑制の施策を具体的に提言、提案しもって考えていこう。水源施設の効率的な操作管理、これも先ほど言われたとおりであります。それから水利調整、水利調整というのは余ったところから足りないところに水を融通していく。これには、恒久的な転用もありますし、その後ろに書いてありますように渇水時の水の融通、一時転用の拡大、手続の簡素化というような、こういうことを含めて水需要を一定、抑制方向に向かって、管理の体制を方向転換してはどうだろうかということです。

なぜ水需要を抑制するかということにつきましては、先ほどありましたように人間だけ

が水を使っていいんですかと、川の水は人間のためだけですかということにつながっていくのではないかなと。環境というものをどういうふう到我々が河川の整備の中に考えていくかと、取り込んでいくかということの基本的な課題であろうかと思えます。まだこれだけでは概念というには少しお粗末ですが、少し考えていきまし、皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

それから第2章なんですけど少し各論的に入ります。「淀川水資源開発基本計画（フルプラン）」というのが、いわばバイブルといいますが、ガイドラインであったわけです。現在、第5次の改定作業に入っていると聞いております。平成13年に一部改正はなされていますが、全部改正が今手続中であると聞いております。

これもその下に書いてありますように、新規利水計画がどんどん見直しされ、新規事業から上・工水が撤退し、新しい秩序が模索されています。これは我々淀川流域委員会のまさに今直面している大問題であるわけです。この大問題をどう切り開いていくか、乗り越えていくかということに尽きるかと思えます。この淀川フルプラン体制、基本計画体制は昭和37年の閣議決定から始まって、高度経済成長の支えてきた重要な社会的役割を果たしてきたわけでありましてけれど、この平成9年の法改正の中で新たな河川制度をつくらうということになってきています。

淀川の水需給の均衡ある発展と節水型社会の創世みたいな、河川管理の制度的改革というふうな、言葉的には言えるんですが、では中身はどうしたらいいのかということになるのかと思えます。とにかく河川管理者の方も我々も利水者の方もフルプラン体制、これからどうなるのやと、一体どういう方向に向かっていけばこの環境と治水・利水の統合ができるのか。これはフルプランのあり方にもかかわってくるし、これがまあ言えば一番底のところにある問題であろうかと、課題であろうかと思えます。

ですから、河川開発行政からどういう方向に転換していくのやということ、我々、具体的な淀川の整備計画、これから原案が出されるというふうに聞いておりますが、整備計画原案の中に具体的にどういうふうに盛り込んでいけばこういう方向性が開かれていくのかということ、第2章のあたりでフルプランを頭に置いて、新たな河川制度の創設ということの方向性を模索していきたいというふうに思えます。

それから3章はいろいろ各論があるかと思えます。いいことを書いても、絵にかいたもちでは河川管理者もお困りでありますから、この整備計画に盛り込まれるべき項目をなるべく具体的に、なるべく現場に即した形で各論を整理しつつ、考え方を提案していき

たいと思います。この)、)、)、) というふうに書いてあります。これは今まで議論してきたことがすべて材料になっています。まだいろいろほかの項目もあるかと思いますが、思いついたままを整理したものであります。

まず) なのですが、ダム群等の水源施設の利水管理というところに、まずデータ重視の管理システムの構築となっています。河川管理者はデータをきちっと整理されて、モニタリングされております。これは間違いのないことなのですが、残念ながらそのデータがきちんとして河川管理に活かされていないのではないかなというふうに思っています。例えば、水需要の精査確認という話、きょう議論しましたけれど、一体どの水利用者がどれだけの水を使っていて、それが例えば水利権水量、あるいは実力との間にどういう関係にあるのか、ほかの水利権者との間にはどういう関係にあるのかというようなことは、まだ何もわかってないんです。我々、知りません。

それから需給の関係で、例えば日吉ダム、あるいは高山ダム、それから琵琶湖からの放流量、そういうものが枚方のチェックポイントでどのぐらいの割合でどういうふうに流れ込んで、さらに大阪湾に落ちるのはどれぐらいの量なのかということも、具体的にデータに基づいて論議がなされたことは残念ながらいいわけです。やっぱり我々技術者については、このデータというものをきちっと管理して、そのデータに基づいた判断をしていかないと、先ほどの利水安全度、実力何%というやつについて何も議論ができない状態ではないかなと思います。

水需要の精査確認、水利権の転用の簡素化、これは当然のことであって、先ほど幾つか言われたように、あれも難しい、これも難しい、あれはできません、これはできませんというふうに言えば、これは新河川法もないのと同じというふうに思えてきます。ですから、こういうことをなるべく同じ思いで、同じ方向に向かって手続や審査の簡素化を図っていくためにはどうしたらよいかということです。

それから、各種水利権とダム利水容量の関係及び水利操作管理と、こうなってますが、先ほどダムに対する権利等、それから流水に対する権利は別物だというお話がありました。ダムの権利は物権といいますか、それぞれ水利権者が分担して持っている。水利権は債権といいますか使用権だと、要らなくなったら返してくださいと、こういう態度でやっていくわけですがけれど、こういうダムの利水容量に対する水利権の実際の使われ方なんかも、河川管理者の考え方と世間一般の考え方、あるいは利水者の考え方を整合をとりながら考えていかないといかんのではないかなと思います。

それからローカルルールと書いたのは、先ほど日吉ダムについてのローカル利水で確保流量を見直すという試みがなされています。それぞれダムごとに権利や内容が異なっていて、それぞれそのローカル、ローカルについて、やり方が決まっているそうでございます。こういうものを統合管理、総合的な管理の中に、ローカルというものがどういうふうに関連されているのかというものもよくわかって議論をしていきたいと思っています。

それから基準点確保流量なんですけど、計画湧水流量・計画年と、こうあります。私はこの委員会では何度もそれぞれダムにかかわる計画湧水流量と計画湧水年を出してくださいと、何年の湧水状況がそれぞれ河川、ダムの湧水状況を表すものか、何も情報はないわけです。先ほども湧水とは何ですかと、湧水の基準はどういうことなんですかとということになると、河川管理者の方もあいまいな返事しかできない状態ですね。新河川法で湧水についてはこういうふうを考えるというふうにならに条文が追加されています。そういうことを考えるのに非常に大事な数字、あるいは情報でありますので、きちんと考えもってやっていかないといけないと思っています。

それから琵琶湖問題も非常に大きな課題です。湧水にかかわる問題ですが、-150cmが利用水深ですから、ここまで至るまでは一応湧水とは言わないんでないか。-150cmを過ぎると、洗堰の操作管理規定にもありますように、150を超えると湧水調整、非常湧水だから知事さんに集まってもらって対策を講じると、こうなっていますが、これではだめで、湧水調整の早期化ということで、具体的には-90cmぐらいから始めてられて問題はないんですが、-150あるいは-200というものと、それから下流の水利権者 $40\text{m}^3/\text{s}$ というものがセットで琵琶湖開発が進んだわけですから、これについて一定の考え方を整理していきたいというふうに思っています。

その次の下の行は、何度も淀川全体の水収支の分析をしてほしいという意見が出てまいりました。上水道・工業用水・農業用水の取水データ、それから河川の流量データ、それから残流域からの流入量の推定等々ですね。こういうものは一番最初言いましたように、データに基づいてきちんとしたものを頭に置いて議論をしていかないと、具体的な施策にはほど遠いのではないかなということで、まず1番目のところは、ダム群等の水源施設にかかわる言葉といたしますが、キーワードみたいなものを羅列状態で挙げておきました。

それから、)は治水との関係、)は環境との関係なんですけど、治水との関係で利水が一番制限を受けますのは夏期制限水位方式のダム操作管理です。皆さん専門ですからよくわかりだと思っんですが、夏期制限水位方式というのと予備放流方式というのを組

み合わせてダム熟练操作管理、治水対策をやっていらっしゃると思います。それぞれ利点、欠点があります。特に制限水位の柔軟な運用というのがこの部会でも何度も出てきております。これは例の琵琶湖の水位の6月16日から-20cm。これは8月じゃなくて9月です、間違ってます。済みません、直してください。9月1日から-30cmに水位を調整するわけですね。これが水位の異常低下に関連しているのではないかと、琵琶湖水位ワーキンググループでも言われてますし、みんなそうではないかと思っています。これもデータをきちっと整理をしまして、治水との関連で利水はどういうふうに考えていったらいいかということ議論を俎上に乗せたいと思います。

それから環境との関係であります。先ほど委員長からお話がありましたように、瀬切れ問題です。ダム・堰等による流水の縦方向の不連続性と、例えば高時川の瀬切れ問題。瀬切れが起こるからといって、琵琶湖の逆水を使えばいいというような議論ではなかなか説得できないのは、やっぱり環境との関係を掘り下げて考えていかないといけないんだなというふうに思います。

それから、大川維持流量ですね。大堰維持流量と琵琶湖水位の関係。琵琶湖から放流された水が最末流では、大川あるいは一津屋から大阪湾に落ちるわけですが、維持流量というものについて、まだほとんど議論ができない状態です。これは非常に複雑で、僕自身も維持流量について何か議論ができるかというところできませんし、河川管理者も同じだと思います。だけど、維持流量は河川の正常な流量という、こういうものはやっぱり環境との関係で一定の結論を出さないといかんのかなと思います。

制限水位と生態系保全、これは水位ワーキングで鯉科、魚類と水位操作ということで、今議論をされています。これは豊水期において水量そのものが問題にならない時期に水位操作をどうしたらいいかということですが、本当は夏期制限水位に入ってから長期に水位が低下していく、この段階でどう生態系がバランスを壊すのかが本当は議論されないといけないんですが、まだ科学的というか技術的に議論が進んでないところですが、こういうことも問題になろうかと思えます。

それから、ダム利水容量と下流流量変動、これは流量のダイナミズムということでは言われていることです。こういう観点から何が問題になるかということ、水需要抑制をすることによって、ダム利水に余裕ができれば、その余裕を適度に放流することによって、下流の流量、水位のダイナミズムを取り戻すことが出来るということであろうかと思えますが、やはり水需要抑制と、強く絡んでくるのは、治水・利水と環境の統合というふうなことで

あります。これも、できることなら、例えば、高山ダムで、あるいは日吉ダムで一体どれだけのことができるのかを、データに基づいて分析をしていきたいと思っています。

それから、流路の固定と流況の平滑化とありますが、淀川下流では舟運が導入されようという計画になっています。これは、まあ言えば流路の固定化なんですね。こういう流路の固定化と流況が平滑化することによって、生態系が単純になり、希少動植物の危険があるというふうに聞いています。これも、環境との関連で話題にしないといかんテーマです。

それから、渇水対策でございますが、渇水の分析、渇水とは何かということを議論しないといけないし、渇水のシミュレーションも実はまだよくわかってないところがあります。少雨化傾向と近年の実力低下、これも何度も言ったとおりです。

それから、渇水対策協議会、これは水融通、それから渇水調整の早期化の部分ですね。それから、緊急時のための給水管の相互接続、多都市間の給排水の連続性の確保をできる限りこういうふうに水融通ができるようにやっていくのが渇水対策であり、それは大きな目でいきますと、水需要抑制から環境との統合という方向に向かう筋書きです。

最後に、新たな淀川利水管理に向けてということで締めくくりたいと思っています。ということで、これは、書き始めると一つずつ物すごい大問題で、難問題で、なかなか、私も項目は挙げさせてもらいましたけれど、一つずつこれだというふうに決めてかかれる材料もありませんが、この際でありますので、不完全なところもあろうかと思いますが、我々部会の方でたたき台になるようなものを書かせていただいて、議論にさせていただきたいと。これが原案の方に向かってお役に立てば非常にありがたいなというふうに考えています。

済みません、長くなりましたが以上です。

今本委員長

本当に荻野先生の努力といいですか、千代延さんとの協力でよくここまでやっていただけたと感心してます。もう本当にこれは大変なことですけど、もしこれがきちんと整理されて世の中に出されれば、非常に大きな意味を持つと思っておりますので、ぜひこの点は頑張りたい。

それと、これは、私自身の個人的な考えなんですけども、例えば治水・利水・環境、この委員会では環境を前に持ってきてますけど、この3つが、例えば、国交省のホームページを見ても、河川法の改正によって、この3つが輪のように同等のように扱われている、

あるいは三本柱であるというような言い方もされます。私は、最近このことに実は反対なんです。つまり、環境というスペースがあって、その中に治水や利水があるんじゃないか。つまり、治水と利水、それと環境とは基本的に相入れません。ですから、治水や利水、これは人間にとって大事ですから、やはりやらねばならない。しかし、環境面と相入れないということは、環境に及ぼす影響をある範囲内にとどめないといけないんじゃないか、そうすると、その範囲はどこまでなのか。恐らく環境の復元力だと思うんですけども、これがどこまでなのかというのは、本当に環境の方にぜひ究明してほしい。

これまでは環境面から言えば、環境に悪いという批判だけでしたけども、これからは、どこまでが許されるかも示す義務があるんじゃないかと思います。これは、もう非常に難しいことで、そう簡単にできることじゃないとは思いますが、私はこの環境というものを、やはりそういう面でもとらえねばならないのではないかと。

ですから、治水や利水で、そのレベルで抑えたのでは人間が困るというのであれば、だからこそ治水は河川だけでなく流域で対応しなければならない。あるいは、利水については需要を抑制せねばならないといったことが出てくるのかな。これはもう全くまだ個人の意見なんですけども、この淀川の流域委員会は、腹を決めてそういう根本的なところにまで、世間に対して発信するといいますか疑問を投げかける、あるいは問題点を指摘する、そういうことも必要ではないかと思っています。

村上興正委員

今の最後の問題は別にしまして、この幾つかの、この書かれた原案について、何か気になることを言っていていいですか。

荻野部会長

はい。

村上興正委員

まず、水需要管理という話と利水管理というのは違うような気がするんですけども、これは統一すべきじゃないかと。だから、水需要管理は利水管理の中の一部ではないかと思うんですけどね。だから、その向けてというところは、淀川における利水管理に向けてという言葉になるんだろうか、どっちなんだろうかというのがよくわからない。

それから、水の循環という問題が抜けているような気がするんですね。水循環というのは割と重要な問題で、これをどう位置づけるかというのも、何かもう一つよくぴんとわからない。

それから、規則に書いてあることと運用の実態というものは違うんですね。だから、運用の実態としては、例えば琵琶湖の水位、-90cmから既にそういういろんなことが言われているわけですね。そうすると、ここに書くことは現状というものがこうなっているところから出発しないと、それが狂うんじゃないですか。だから、僕は建前では、こうなっているという話と、現状はこうだという話とその問題点みたいな形で分けて書かないと、この部分は混乱を生じると思いますよ。だから、僕はむしろ運用の実態というのをちゃんと書いて、ルールがなくともですよ、そういうのを奨励するのかどうかとかね、方向性として正しいのかとか、そういった評価みたいなものを入れるべきだと思うんですよ。

それから、ダム群等の中に淀川大堰が入っているのか。だから、淀川大堰の運用というのは非常に重要な問題でね、これは、僕は入れてほしいんです。その辺の問題がここには書いてないような気がするんですよ。その辺のことが気になるので、今のことをちょっと考えてほしいなと思います。

荻野部会長

ご指摘のとおりです。

岡田委員

私もこういう形で訴えていくというのは大事なことだと思います。その上で、少しこの理念もかなり大事だということであれば、つまり、行政用語としての言葉とは別に、少し理念をうたうための我々の術語というのが必要だろうと考えます。

そうしたときに、実は、私は水需給管理という概念というか、つまり、ここで供給管理と言ってますが、供給、もともとやはり需要と供給は両方管理してたはずですけど、おっしゃっている、要するに、いわば需要追随型という言われ方での、これまでの供給管理がある。ですから、需要追随型で供給がそれについていくというパターンです。時代が変わったのだから、供給主体の管理から軸足を少し移して、ここで今度は水需要を抑制するという、そういう軸足に移していく管理と言うのが必要だと思います。でも、そういう意味は本当は「水需給総合管理」だと思うんです。もちろんこれは術語の問題ですが、ちょっとその辺の概念の整理と、我々の合意というのが必要だろうと。だから、水需要抑制イコール需要管理なのか、それともやっぱり、もっとそういう意味で総合的な管理が必要なら、「総合的な水需給管理」というのが、一番ここで謳っていることではないかなということをおもいました。

それから、ちょっとそういう理念という観点でいくと、先ほど環境という話もあった

んですけど、私は自然環境とほかの環境の言葉を、やっぱりこの際整理しておく必要があって、今本先生のおっしゃっていることも非常によくわかるんですが、その言葉の定義の仕方によって少し変わってくると。行政がおっしゃっている環境というのは、利水・治水・環境、そういう行政用語としての治水・環境というのがあって、今ここでそういう形で整理されているんだと思いますが、我々が考える理念としてのものと、行政用語としてのものとのずれを、我々がどういうふうに表現するのかということが少し大事なかなと思います。その意味で、需要の中に、実は量的管理だけじゃなくて質的管理というのがあるはずで、その質と、そこにセーフティーの問題とかセキュリティとか、そういうクオリティー・オブ・ライフとありますが、その問題が今もっと本質的な需要の背後にあると。そこから辺が、最後、突き詰めていくと今本先生がおっしゃったような話にもつながるのではないかなというふうに思います。

それと、もう1つは、ちょっとそういうことでいくと、「リスクの概念」というのかな、結局「どこまで許されるのか」という先ほどの話は、逆に言うと、例えば、河川行政としてはどこまでが許容、社会が許容するリスクなのかと言う問題がある。しかし、社会、河川行政だけで仕切ることではできないので、それ以外の主体が、その中には住民もやっぱりある部分はリスクを受けなきゃならないですね。そういうことをやはりきちんと謳わないと、やはり今度は、逆に河川行政をしている側の瑕疵リスクが問題になって、やっぱりそういう瑕疵リスクから見たら、いわゆる管理リスクというんですか、やっぱり踏み込めないところがあると。ですから、ちょっとその辺をもう少し明示した方がいいかなと思いました。

どうも、長くなりました。

寺田委員

1回はしゃべっておこうと思います。今、岡田委員が言われた、需給管理というようなことをおっしゃったんですけど、ちょっとやはり違うんですね。

これは、今本委員長が言われたように、この水需要管理について、この二次委員会になってから、正面から委員間できちっと議論したことがないということ、それが原因だと思うんですけども。ただ、初めから決まった概念としてあるわけじゃもちろんないですよ。だから、どういう内容を盛り込むかというのは、これはこれからの問題なので。だから、当初いろいろ新たな利水の理念として、この委員会で提案をした、提言をした、この水需要管理というものが、どういう考え方のもとに出てきたかということだけを、それ

を正確に受けとめていただいて、ただし、それをもう少し発展させた形で内容を盛り込むということは、これはもう今の時点でみんなで考えて、また提案したらいいと思うんですけども。

そういった意味で申し上げれば、これは、私も言い出しっぺの1人なものですから、責任もあるので申し上げたいと思うんですけども、やはり先ほどから出てますように、これまでの利水の考え方は、基本的には使いたいだけ使えるようにするという、いわゆる供給をしていくという方に大きな比重が乗った利水であったわけですね。それに対する、やはり反省の上で、新しい理念として、そうじゃなくて需要というものをやはり管理をしていくと。つまり、使いたいだけ使えるようにするというのじゃなくて、適正な水需要の実現、こういうことに向けた、やはり管理ということが必要なんだという。だから、従来の供給の方に言うたら比重を置いた、そういう管理というものから、需要というものを主眼にした管理というふうに変えなくてはいけないという、これがもともとの新しい利水の理念として、この委員会で提言をした、非常に素直な考え方だと思うんですよ。

ただし、これは理念なんですね。理念をどのように具体化するとか、どのような内容をこの具体的内容として盛り込むかというのは、これは各論的な問題ですけども、これは、さまざま、いろいろの手法があるわけですけども、基本的には従来のそういう供給を中心に考えてきたこの政策というものを、理念を転換すれば当然具体的な政策も転換をしていかなくちゃならないと。それが、いろいろの場面で、どういうふうにそれが変わっていくかということ、きょうの、この先ほど部会長が整理をされたこの内容を、これにとどまるものじゃもちろんないと思うんですけども、こういうものをやはり議論をしていって、それで広く問題提起をすると。

そして、またこの議論の発展をしてもらおうという意味では、やはりこういうものを、一度、この委員会のまとまった形の考え方を示して、そして広くいろいろなところで議論をしていただくというところに意味があると思いますから、これはぜひ、この委員会のこういう新しい理念として、提言した立場として、責任として、ぜひこういうものをまとめたものを出していくべきだと思いますし、私もそういうふうに加わってやっていきたいと思っていますから、そういう趣旨で。

これから、この議論を発展させていく出発点としてのところは、やっぱり一応共通認識にしとくということが必要であると思いますので、一応申し上げておきます。

荻野部会長

4時半にこの会議は終わりたいと思います。残された課題として、一般傍聴者のご意見もいただきたいと思いますので、それでは10分ぐらい延ばさせていただいて。はい、それでは、それぞれもう2分程度ということをお願いします。

三田村委員

3つ申したいのですが2分で終わるようにしたいと思います。

1つは、ほかのものでもそうなんですが、管理とは何なのか、何のためにするのかということが、非常に大事です。今の人間のためにするのかどうか、その視点が絶対に必要です。湖沼管理にしても何管理にしてもそうです。それが、今までの議論と全く同じことです。水をとるだけとるだとか、そういう発想につながってくるんです。それが1つ目です。

2つ目は、今本委員長が治水と利水と環境というのは相入れないとおっしゃいましたけど、本当は相入れるんです。相入れないというのは、わがままをそれぞれが言っているから相入れないんです。その考え方を改めない限りは、絶対将来の河川管理なんてあり得ないです。それが2つ目です。そこに、できれば、非常に豊かな感性の住民の考え方をどのように反映させるかというのも、100%反映させるというのは非常に難しいと思いますけど、そういう視点も入れていただきたいと思います。

3つ目は、初めの1章のところの、もとの部分になるのかもしれませんが、農業水文的なものの発想じゃなくて、理学水文的な発想はかなり違うんです。乖離しているんです、水文学にしても。そういう視点から出発して、利水だとかという方に発展させていただくと原点に戻りやすいと思います。すなわち、先ほどおっしゃったように、水収支だとかそういうものが基本になるということです。高橋さんのまとめたのでは、600降ってきて、200が洪水で、200が使われて、200が蒸発だと言ってますよね。使える200をどのように使うのかと、どのように使うことがそれぞれの河川、淀川ではどうか、淀川の支川ではどうかというデータもちゃんと精査して、そこから本来の使える利水というのを考えていかなきゃならない。そういう視点も加えていただければありがたいと。

ちょっと2分より長くなりました。

荻野部会長

河川管理者の方から何かコメントがありましたら。何か感想でもいいんですけれど。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

いっぱい言いたいことはありますけども。水需要管理の部分が今話題になっているので、そのことについて、河川管理者はどう考えているのかということを一言だけ申し上げますけど、基礎案に、多分余り最近は見えておられないと思うんですが、利水のところに水需要の抑制という言葉で書かれています。ここには、何を目的にしているのかというのを明確に書いてます。ちょっと読みますね。琵琶湖の水位低下を抑制して、河川の豊かな流れを回復することを目的としてというように明確に書いてます。これは、基礎原案のときには、このせりふがなかったんです。なぜ水需要抑制をするのかということ、明らかにすべきだという意見があって、そして今言った記述が入ったわけです。

きょう委員長からなぜかというようなことについて、委員会として議論が必要だというようなお話がありましたけども、河川管理者は今申し上げたような考え方であります。もちろんこれを目的とするということはいいいわけではありますが、その方法をどうしていくのかということが大変悩みの大きいところであります。

荻野部会長

ありがとうございました。やっぱり一緒に考えていかないと、委員ばかりが突っ走ってもいけないし、河川管理者がこんなのは絵にかいたもちやと言われてみても、ほとんど意味のないことですから、こういうものをまとめる段階においても、一緒に議論をさせていただいて、意見の違うところは違うところで、ちゃんと認識をしないといけないし、なるべく、だけども共通認識を持って、それが行政施策の上にかに反映されるかということが非常に大事なところで。しかも、これは新河川法の一番大事な基礎でもあるわけです。

これから、これを、まあ言えばスタートライン、出発点として、多分、相当ひどいものになるかと思いますが、出発点、たたき台にして、次の流域委員会、あるいはその次の施策の中に生かして、あるいは使っていただくというふうな考え方で、これからは、そんなすぐにできるわけじゃありませんので、議論を続けながら組み立てていきたいというふうに思っています。今言われたように、水需要管理というものが形としてもう既にあるのではなくて、自分たちがつくっていきながら、かわりながらできていくものだというふうな考え方でやっていけばいいのではないかなというふうに思います。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

荻野部会長

ということで、もう時間が来てしまいましたので、一応我々の審議事項の議論はこの

辺で打ち切らせていただいて、長いこと一般傍聴者の人、待っていただいたんですが、多分いろいろご意見があるかと思しますので、たくさんご意見があれば、お一方二、三分ずつということで、ご意見を拝聴したいと思します。どなたからでも結構ですので、お手を、挙手を。

はい、では、何人いらっしゃいますか。ご意見、1、2、3、それでは、お一方3分ずつで、合計10分ということで、順番にお願いします。はい、こちらの方から。

傍聴者（佐川）

高槻市の佐川でございます。

本日の委員会で、河川管理者から利水安全度の根拠を提示してもらいたいというような委員会の発言があったと思うんですが、これは当然だと思うんですね。ただ、問題なのは、それだけにとどまらないで、一番肝心なことを河川管理者に説明していただかなくちゃいかんと思うんです。

それは何かと言うと、従来渇水時、渇水対策会議で取水制限の対象になったのはあくまでも実績なんですね。水利権量じゃないんです。それで、水利権量にいつ変更になったのか、それを説明を求めなくちゃいけないと思うんです。それで、しかも、それは河川管理者が一方的に決定して決まる筋合いじゃないと思うんですね。私は手元に河川法を持ってきておりませんが、河川法に、渇水の際には利水者相互にお互いに譲り合って対処しなさいというような法文があったと思します。

本日の河川管理者の説明によると、大阪府は、根拠不明確な利水安全度に加え、渇水時の取水制限ルールが権量ベースに変更された前提で利水計画していることになります。

それと、もう1つ、逆にぶっちぎりの大阪市、水利権量と実績がぶっちぎりの大阪市の場合は、渇水になったらもっとじゃぶじゃぶ使わないと、水が使い切れないというような、そういう事態を招いてしまいます。

渇水時の取水制限ルールが、何時から実績ベースから権量ベースに変更されたのか、またそれを全利水者が合意したのかどうか、この点をぜひ流域委員会としてきちっと確かめていただきたい。

もし、今後も実績ベースで渇水対策を講じるということになると、現在の大阪府の利水計画というのは、結果として過大であるということになるかと思します。

以上です。

荻野部会長

それでは、お隣。はい。

傍聴者（野村）

ご苦労さまです。関西のダムと水道を考える会の野村でございます。

去年は、この利水・水需要管理部会は、部会長のお言葉で言うと開店休業だったと私も思っておりますが、きょう久しぶりに傍聴させていただきまして、本格的に営業を開始されたなということで、非常にうれしく思っております。よろしく願いいたします。

もう1点言おうとしてましたことは、実は今佐川さんが言ったことと同じですので、もう簡単にしますが、要するに、利水安全度ですね。今、佐川さんも言いましたように、今までは異常湧水ときは、水利権とかは関係なしに互助の精神ですね、河川法にうたわれております互助の精神でお互いに融通し合っという形でやってきたものが、数年前から河川管理者側から利水安全度ということを出したために、去年の大阪府の水需要予測においても、それに縛られた形で、ああいう変則的な水需要予測をやったと思うんですね。今までああいうような形の予測の仕方はなかったわけです。

ということで、ぜひこの機会にこれについてデータを出させて、突っ込んだ議論をしていただきたいと思っておりますし、それは、やはりこれが悪しき先例になるという可能性があると思うんですね。大阪府でああいう形の水需要予測をやったということが事実となりまして、これがほかの地域にも波及していくというおそれもないことはないと思っておりますので、ぜひこの機会によりしくお願いしたいと思います。

傍聴者（酒井）

京都桂川流域住民の酒井です。今、児玉調査官でしたか、基礎案をお忘れになったかどうかというような失礼なお話があったと思うんですが、もっと流域委員会、委員の方、もっと児玉さんをしかってやってください。

まず、その関連で申し上げますと、淀川河川事務所のホームページに、河川整備計画策定に向けての取り組みということで、20日付でしたか、私は手元に持参して来てます、その資料と、今後先々にステップアップしていく議論を荻野部会長、今本委員長を中心に、千代延さんを含めてどういう方向づけをするのか、各委員の方がそれぞれの立場で、専門性で述べられたわけですが、1つは、淀川河川事務所のホームページにこういうものがそもそも出てくるといのは、淀川河川事務所が近畿整備局を乗り越して、公開されました。資料中身が若干違うと思っております。ざっと読んで見ましたら、私の今日もらったのは、委員

会から出された資料、こういうものが、なぜ二重に出てくるのか、ホームページに庶務の方なり河川管理者側が、こういうものをホームページに載せてますよと言ってください。これは各委員の方の意見、河川管理者の回答、今までの議論の中身も出てあって、河川管理者の考え方も出ておるわけですよ。この辺が議論の進まない原因だと思います。今、佐川さんなり野村さんがおっしゃったように、各淀川水系の水需要とかの精査の議論が進まないことになっていると思いますこれが一つです。

もう一つは、環境省の環境基本計画というのが4月に閣議決定で出されてます。これも、全体を読み切れてないんですが、この辺の関連が国交省が出されてこないとだめなんですよ、全国各地方で議論されている情報を。それを近畿整備局で、その基本計画方針がどうなるかというような話が出されてこないとダメなんです。他省は関係ないというような態度がもう見え見えなんです。1行も出てこないですよ、きょうの議論の中味は極めて不十分です。これで関係住民に、水需要で協力して下さいとか節水に協力して下さいとか、足らんかったらダムをつくれます。莫大な金を使って河川掘削をやる。いろいろ理屈をこねても住民の方はわかりません。

先ほどの議論の日吉ダムの話でも、あそこでこういうことがうまくいったと言う事でも、もともと降雨が少ないところでダムをつくったのが、原因だと思います。こういう事態が発生しとるわけですよ。日吉ダムは、100年もつかどうかは知りません。解体の議論を進めたらどうですか。各ダムにこれは言えるし、各ダムの連携調整にしたってそうです。議論が間違っるとるわけですよ、国交省のお役人さん。もう少し考えて下さい。環境委員会も先日行ってきました。環境委員会の話もここに十分に反映されていません。

それぞれの委員間と管理者間の議論のキャッチボールについても、もう聞いていると意識のずれがあります。とらえ方も違います、それはそれでやむを得ないと思うんですが、その辺のところを住民の意見が生かされていません。住民、市民が迷惑をこうむるのです。利害が大きいのは、農水関連の慣行水利権だと思います。我々国民、住民の生活にかかってきているんです。食農や工業水、水道料金にかかってくるわけですよ。血税を納めている、これ以上負担させないで下さい。

以上です。

荻野部会長

どうもありがとうございました。ほかにございますか。ご3名からご意見をいただきましたが。

それでは、もうないようでございますので、これで第7回の利水・水需要管理部会、終わりたいと思いますが、今後のスケジュールについて庶務から。

〔その他〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、その他資料というのが最後の方にございますけども、幾つか会議の開催予定がございますが、一応公開会議だけここでご紹介いたします。

一番上段でございますが、第9回住民参加部会、あすでございます。この場、この会場で、10時から3時の予定で開催する予定でございます。それと、一番下、第51回委員会、7月6日、みやこめっせにおきまして3時から6時という形で開催する予定でございます。よろしく願いいたします。

なお、下から2番目でございますが、運営会議でございます。これは非公開の会議でございますが、開催予定が14時となっておりますが、13時からの誤りでございます。訂正させていただきます。

以上でございます。

荻野部会長

それでは、これで部会はお開きにいたしますが、きょうの審議を6月27日のワーキンググループでディスカッションしまして、一本の文章にまとめたいと思います。ご意見のある方は、できましたらその27日に間に合うようにコメントをいただいて、もし間に合わない場合でしたら、7月2日に委員会全体の取りまとめを行いますので、遅くとも7月1日のお昼までに委員の皆さんのご意見をちょうだいできれば、何とか反映できるのではないかと思います。

それから、このきょうのご審議の結果は、7月6日の委員会で報告されて審議される予定になっております。

それと、平成17年度事業進捗点検につきましては、7月10日の委員会で総合的にディスカッションして、河川管理者の方に渡されるというふうに聞いております。

はい、よろしいですね。それでは、これで部会の審議を全部終了いたしました。本当にきょうは長い間ご清聴くださいましてありがとうございます。お疲れさまでした。これで終わります。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

では、これをもちまして第7回利水・水需要管理部会を閉会いたします。どうもありが

ありがとうございました。

なお、一般傍聴の方へのお願いでございますが、入り口で青いリボンを回収しておりますので、受け取りましたおりポンはお渡しいただけますようお願いいたします。

〔午後 4時32分 閉会〕